

## 第24回教育委員会（定）

開会日時 令和元年 11月 6日（水） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 10時57分  
開会場所 教育委員会室

### 出席者

教育長 中川 修一  
委員 高野 佐紀子  
委員 松澤 智昭  
委員 長沼 豊

### 出席事務局職員

事務局次長	藤田 浩二郎	地域教育力担当部長	松田 玲子
教育総務課長	木曾 博	学務課長	星野 邦彦
生涯学習課長	水野 博史	地域教育力推進課長	諸橋 達昭
指導室長	門野 吉保	教育支援センター所長	平沢 安正
新しい学校づくり課長	渡辺 五樹	学校配置調整担当課長	大森 恒二
施設整備担当副参事	千葉 亨二	中央図書館長	大橋 薫

### 署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、青木委員からは、ご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから、令和元年第24回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

#### ○議事

日程第一 議案第37号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第二 議案第38号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第39号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第四 議案第40号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第五 議案第41号 会計年度任用講師の任用等に関する規則

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第37号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」から、日程第五 議案第41号「会計年度任用講師の任用等に関する規則」までについて、一括して次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第37号から第41号までをご説明いたします。

提出日は、令和元年11月6日でございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

提出する議案は、日程第一から日程第五まででございます。

議案第37号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第38号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第39号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第40号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第41号「会計年度任用講師の任用等に関する規則」、以上5件につきまして、議案を提出するものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

教育総務課長 資料「幼稚園教育職員給与に関する規則等改正概要及び会計年度任用講師の任用等に関する規則の制定について」をご覧ください。

最初に、1、幼稚園教育職員給与に関する規則等改正概要です。

改正する規則は、アのとおり、4点の規則でございます。

続きまして、イの改正理由ですが、(1)と(2)については、会計年度任用職員の導入及び臨時的任用の厳格化に伴うものです。また、(3)については、成年被後見人等を欠格条項とする規定が削除されたことに対する規定整備です。

いずれも、地方公務員法等の改正によるものでございます。

続きまして、ウの改正概要です。

最初に、(1)幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

こちらは、臨時的に任用された職員について、常勤職員との均衡を図るため、病気休暇を承認され勤務しないときに給与の減額を行わないこととするものでございます。

次に、(2)幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

最初に、①です。会計年度任用職員が区立の幼稚園教育職員に任用された場合の年次有給休暇の扱いについてです。

会計年度任用職員時の残日数を引き継ぐことができる旨を定めております。

次に、②です。こちらも同様に、会計年度任用職員が引き続き区立の幼稚園教育職員に任用された場合で、すぐに育児短時間勤務を始める職員となった場合の年次有給休暇の扱いについてです。

こちらも同様に、残日数を引き継ぐことができる旨を定めております。

資料の次のページ、③です。こちらは、臨時的任用職員が引き続き臨時的に任用された場合、または任用期間が更新された場合、年次有給休暇を引き継ぐ旨の改正を行うものです。

次に、(3)幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちらは、成年被後見人及び被保佐人に係る規定を削除するものです。

最後に、(4)幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

こちら、成年被後見人等に係る規定を削除するものです。

エの施行期日ですが、成年被後見人等の適正化に関するものについては、令和元年12月14日が施行日になります。それ以外は令和2年4月1日が施行日になります。

続きまして、2の会計年度任用講師の任用等に関する規則でございます。

アの制定理由です。

会計年度任用職員の制度導入に伴い、教育公務員特例法に定める教育公務員の任用について、必要な事項を定める必要があるということでございます。

イの概要ですが、(1)から(6)に記載のとおりでございます。

資料の3ページ目、ウの留意事項ですが、会計年度任用講師について、教育公務員特例法に定める講師とはあくまで常時勤務の者に限定しています。雇用形態はフルタイム会計年度任用職員であって、講師に該当するものとなります。

なお、小・中・特別支援学校の講師については東京都雇用となるため、区雇用に想定する職は区立幼稚園の講師になりますが、現在幼稚園において講師の任用はありません。また、今後も任用は想定していないところです。

しかし、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」において、会計年度任用講師について定められており、制定された条例との整合性を図るため、本規則を定めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日になります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第37号から日程第五 議案第41号までについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

#### ○議事

日程第六 議案第42号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

2. 東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

教 育 長     それでは、日程第六 議案第42号「区議会提出議案及び意見の聴取について」は、令和元年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、議会に提出する前である本日の教育委員会において公開で審議を行う場合、具体的かつ自由な討論・質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長     それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 文教児童委員会運営次第（令和元年9月30日）

(地域教育力担当部長)

2. 子ども家庭支援調査特別委員会運営次第（令和元年10月7日）

(地域教育力担当部長)

教 育 長     それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「文教児童委員会運営次第（令和元年9月30日）」及び報告2「子ども家庭支援調査特別委員会運営次第（令和元年10月7日）」について、一括して地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長     それでは、令和元年9月30日開催の文教児童委員会及び令和元年10月7日開催の子ども家庭支援調査特別委員会について、ご報告申し上げます。

初めに、令和元年9月30日開催の文教児童委員会です。

資料「文教児童委員会運営次第（令和元年9月30日）」をご覧ください。

資料の1ページの次第にありますように、議案審査では、議案第87号と第88号の幼稚園教育職員に関する条例、報告事項では、(1)専決処分の報告から(4)補正予算概要が教育委員会関係となります。

資料の2ページをご覧ください。

議案第87号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第88号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」ですが、地方公務員法が改正され、臨時的任用職員に係る規定が改められたことや、成年被後見人及び被保佐人を欠格条項とする規定を削除する条例改正でございます。

資料の3ページ下段にありますように、両条例改正案ともに賛成多数でございました。

次に、資料の4ページ、報告事項の1、区立小茂根図書館敷地内の通路で発生した事故に係る示談処理についてでございます。

図書館敷地内の通路にあるツリーサークルが、樹木の根っこの盛り上がりにより5センチメートルほど段差が生じ、図書館利用者がつまずいて転倒した結果、膝蓋骨を骨折したことに伴う示談処理の内容をご報告しました。

次に、資料の5ページ、報告事項の2、教育委員会の動きについてございま

す。

この日は、第18回、第19回の定例会の内容を報告しております。

全国学力・学習状況調査の結果についてのご質問、また、10月8日に予定していた身近な教育委員会のテーマ等についてのご質問がございました。

次に、報告事項の3、いじめの重大事態に係る調査経過についてでございます。

平成28年度に区立小学校第4学年の児童が、同じ学年の児童とのトラブルにより、長期間欠席及び転校等を余儀なくされたと当該児童の保護者が申し出ている件について、いじめ防止対策推進法に規定するいじめの重大事態であると判断し、板橋区教育委員会として調査を行った結果について報告いたしました。

ここで出された質疑について、いくつかご紹介いたします。

資料の6ページの中段、共産党の石川すみえ議員から出された、子どもたちが声を上げやすくするシステムをつくっていただきたい。いじめの重大事態が起きた時の現状のシステムを十分と考えているのかとのご質問に対し、いじめの対応については、法の定めや国のガイドライン等があり、十分な対応や調査が行われていると考えている。いじめの早期発見、早期解決、予防措置に取り組むに当たっては、法の趣旨、ガイドラインの内容を学校現場の教員や教育委員会が認識しておくことが一番重要であり、課題であると答弁しております。

次に、資料の7ページの中段、市民クラブの南雲由子委員から出された、いじめをなくし、丁寧に対応する必要があるが、小学校4年生の友達間のことで、何年もたっていて、こういう状況、すなわち3年間経過してようやく教育委員会から調査結果が出されたことに疑問を感じる。

失敗することは誰にでもあることだが、大人に追い詰められて長い事やっている印象を受ける。教育委員会として、子どもの失敗をどう考えているのかとのご質問に対し、重大事態になる前に、学校と教育委員会が協力して、十分な調査を行い、保護者等とも話し合い、解決する必要がある。初期段階でも、子どもや保護者に寄り添い対応したが、解決に至らなかったことは非常に残念である。一方、行政の立場として、法やガイドラインに沿う必要がある。早期発見、早期対応が第一であるが、解決に至らなかったことは残念であると答弁しております。

次に、資料の9ページ、報告事項の4、文教児童委員会関係補正予算概要についてでございます。

こちらについて、共産党の小林おとみ委員から出された、上板橋第二中学校改築工事について、キュービクルの設置が必要とのことだが、工事全体の変更は既に行っているのか、工期そのものの期間はどうかとのご質問に対し、体育館に空調を設置する関係で電気容量が足りなくなることが判明したので、今回、キュービクルの改修も行う。工期については、令和3年度に終わる予定で変更はないと答弁しております。

続きまして、令和元年10月7日開催の子ども家庭支援調査特別委員会です。

資料「子ども家庭支援調査特別委員会運営次第（令和元年10月7日）」をご覧ください。

資料の1ページの次第にありますように、この日は報告事項として板橋区の子ども貧困対策である「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」平成30年度実績報告についての説明が、子ども政策課長からございました。

ここで出された質疑について、いくつかご紹介いたします。

資料の2ページの下段、共産党の石川すみえ議員から出された、学びiプレイスのリスクすなわち子どもの貧困ですが、こちらに対する寄与状況にある、支援者をロールモデルとする進学意欲醸成等について説明していただきたいとのご質問に対し、中高生勉強会では、勉強を教える支援員が基本的には大学生のボランティアで年齢が近く、相談相手にもなることから、参加している子どもが大学生の姿を見て、大学への興味を抱き勉強への意欲につながるということであると答弁しております。

資料の3ページの下段、無所属の会の井上温子議員から出された、あいキッズは、5、6年生が満足できる子どもの居場所として機能しているのかのご質問に対し、前提として、子どもを地域全体として育てたいという思いがある。手段として、全ての子どもがあいキッズで過ごさなくてはいけないということではなく、希望する子どもは全て受け入れたいという中での取組と理解している。子どもが、あいキッズとは別にいたい場所があり、過ごしているのであれば、尊重したいが、その子どもがあいキッズに来たいにもかかわらず、来られない状況があるのであれば、課題として捉え、対応していく考えであると答弁しております。

資料の6ページの下段、共産党の竹内愛議員から出された、スクールソーシャルワーカーの必要数については、派遣学校数では見えてこない。スクールソーシャルワーカーが何をするのかという視点から、目標、成果指標を決める必要があるのではないのかのご質問に対し、スクールソーシャルワーカーのあり方については、改善をしていく必要がある。今年度からは、スクールソーシャルワーカーがフレンドセンターに通い、子どもたちからヒントを見つけ、アウトリーチ型のスクールソーシャルワーカーに進めていきたいと考えている。今後、課題を整理し、指標についても改善していきたいと答弁しております。

資料の7ページからは、議員から出されたご意見が列挙されております。

いくつか抜粋いたしますと、自民党の山田貴之議員からは、重点項目や重点指標をつくるべきである。事務量が増える評価指標は不要である。対象者にアンケートをとる、現場を見に行く、ヒアリングをするなど、状況の把握に努めるべきであるとのご意見がありました。

市民クラブの南雲由子議員からは、子どもの権利条約について、区としても最重要なこととして入れてほしいとのご意見がありました。

資料の8ページ、無所属の会の井上温子議員からは、81事業を83億円かけてやるとした以上は、それぞれの事業の評価をすべきである。

評価については、インプット、アウトプット、アウトカムがあり、具体的な成果と課題を抽出することが大事である。

子どもの声、子どもの権利条約、意見表明権をつくっていただきたいとのご意見がありました。

公明党のなんば英一議員からは、板橋区のいいところをもっと引っ張っていくことが大事である。あいキッズや児童館は、北区や練馬区の保護者が羨ましがっている板橋の政策である。

学校の先生には外の力を活用することが弱いような気がするとのことのご意見がありました。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 人事情報（都費職員・令和元年10月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・令和元年10月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「人事情報」について、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指-1」をご覧ください。

初めに、1、正規職員についてです。

10月末の教職員数は、括弧内の休職者なども含めまして、総勢1,893人。先月末と比較しまして、1名減となっております。

2、期限付任用教員について、先月末と比較しまして、増減はございません。

教育総務課長 続きまして、区費職員について、資料「総-1」をご覧ください。

初めに、一般職員・再任用職員・再雇用職員の令和元年10月31日現在の職員数です。

下段の合計欄、10月末の143人は、先月末と増減はございません。

資料の2ページをご覧ください。

非常勤職員です。

下段の合計欄、10月末の779人は、先月末から2名増となっております。

2名増の内訳ですが、表の中段、学習指導講師が2名増となっております。

2つ下、特別支援学級介添員が1名増となっております。

表の下段、青少年委員が1名減となっており、都合2名増となっております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項



#### 4. 令和元年度 身近な教育委員会・保護者懇談会について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告4「令和元年度 身近な教育委員会・保護者懇談会について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-2」をご覧ください。

記書きの日時、場所、概要は記載のとおりでございます。

参加者は、総勢で53名でした。うち、保護者等が29名となります。

資料の2ページからが発表の要旨等になります。

今回は、教育長の講評の中での意見交換、感想をお聞きした形になります。

少し抜粋してお話ししますが、資料の2ページの上段ですが、スマホの学校への持ち込みについて、反対という視点からはいかがでしょうかという問いに、A班では、低学年からICT機器の使い方を学ぶことが子どもたちのためになるという理由であれば、子どものスマホは持ち込ませず、学校でタブレット等を全員に用意していただくのが理想だと思いますというお答えでした。

次に、資料の同じページの中段ですが、C班では、学校でタブレット等を全員に用意し、1台ずつ使えるようにするのが理想とする目標であれば、個人のスマホを持ち込むことで、その目標に早く近付けるという点では良いのではないかも思いますというご意見がありました。

次に、資料の3ページの中段ですが、ご家庭でつくったルールを子どもに守らせることは実際にいかがでしょうかという問いに、B班では、子どもにルールを守らせるのはやはり難しいと思いますというようなご意見でした。

次に、資料の4ページの中段ですが、今回、志村第六小学校でコラボノートを使った授業を見ていただきましたが、このコラボノートを活用した5年生の授業をご覧になった感想を伺いたいと思いますという問いに、F班では、子どもたちがタブレットをサクサクと使いこなしている印象がありましたということと、中学校ではいかがでしょうかという問いに、志村第三中学校の校長先生からは、例えば修学旅行先の情報などをインターネットで調べたりします。また、体育の授業では、ハードルの飛び方をタブレットで録画して、それを見てフォームをチェックするなど、結果として効率の高い学習ができるようになっていると言えますということで、中学校における活動状況についてもご発言をいただきました。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 自分が思っていた以上に保護者の方から実際のご意見が出ていたので、良い部分と悪い部分の両方とも聞けて非常に参考になったということが1点と、スマホについての意見では、持ち込みについては、地域の方や子どもがいらっしやらない方に関しては、賛成の方が多かったように思います。一方で、子どもがいらっしやる方に関しては、実際に不安要素が高かったのか、賛成の方が少なかったように思いました。

タブレット等を使うことで、非常に高いレベルで学習が進んでいるということは、保護者の方は皆さん理解されていて、今後は必要だということは分かっているのですが、保護者よりも子どもの方が、活用できるようになっていることが多いと思うので、今後は保護者側に説明をしながら、危険なものを排除していく、安全性を高めていったうえで、子どもたちに、そのような機器について、持っている機器によって差が出てしまうというのもまた問題ではないかと思っておりますので、平等に学習に使えるような形で導入をしていくと非常に良いと思えました。

ですから、そのようなことが担保されれば、保護者の皆さんにも、弊害といたしますか、壁が高いわけではないように感じたので、今後、そのような課題をクリアしていただければと思えました。

高野委員 松澤委員がおっしゃっていたことと同じで、子どもたちはタブレットを上手に使っています。台数をもっと欲しいというような意見もよく聞いていて、先日も教育委員会訪問で別の学校を訪れたときに、1クラス分しか使えないので順番を待っているような状況だということで、先生方は本当に上手に色々と工夫して使ってくださっているのです、そうした環境についての現場からの声、私たちも実際に保護者からもそうした声を聞きましたので、まずは声を上げていくことが大事なのではないかと思えました。

また、学校という身近なところで教育委員会を開くということで、私も何人かお誘いしてみたところ、そうしたものがあるということの情報がなかなか届いていなくて、今回、声をかけられて行ってみたら、本当に良い機会で、参加してとても良かったという感想をいただいておりますので、この身近な教育委員会については、もっと色々なところで、たくさんの方に参加していただけるように続けていただきたいと思えました。

教育長 長沼委員は公務のため、当日はご欠席でしたが、事前にコメントをいただきました。感想など、いかがでしょうか。

長沼委員 大変興味深く拝見させていただきました。やはり保護者の皆さんの理解や協力がないと、ICTに関わる機器については進まない面もありますし、ご家庭でどのように関わるのかということとも関係してきますので、先ほど松澤委員がおっしゃったように、丁寧にご家庭の意見を聴きながら進めるということが大事なのではないかと思えました。

タブレットについては、なるべく予算をとっていただいて、難しいかもしれませんが、やはり1人1台という目標をめざすべきだと思います。

当日のコメントでも述べさせていただきましたが、お金の使い方が違うので、自治体によって、差が相当あると思います。

私が見てきた長野県のある自治体では、予算がつきやすくて、町の全ての小・中学校で、小学校4年生以上と中学生全員にタブレットを支給して、授業を見たのですが、子どもたちは本当にサクサクと使いこなしていました。

ですから、差が出てしまっているのは全国的な状況なので仕方ないのですが、それをこれからどのように考えていくのかということが、私たちに課せられているのではないかと思いました。

教 育 長 国の方向性についても、ある時期までは、3クラスに1クラス分を配備しようということだったのが、今回、1人に1台を配備しようということを強く打ち出してきています。先ほど、長沼委員からお話があったように、財政的な課題はありつつも、教育支援センターでICT機器の導入に関するこれからの計画をおつくりいただくということですが、教育委員会の大きな課題として捉えていただきたいと思います。

高野委員のお話にもありましたが、タブレットの台数を増やしてほしいということは、どこの学校でも共通して言われることなので、教育委員会としての1つの大きな施策展開の課題になっていると感じています。

#### ○報告事項

#### 5. 令和元年 特別区人事委員会勧告の概要について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告5「令和元年 特別区人事委員会勧告の概要について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-3」をご覧ください。

特別区人事委員会は、去る令和元年10月21日に、各特別区の議会及び区長に対して、職員の給与、人事制度等について報告及び勧告を行いました。

本年の勧告のポイントです。

記載のとおり、2つございます。

1つ目が、月例給の引き下げです。

公民較差(△2, 235円、△0.58%)を解消するため、給料表を改定する内容でございます。

2つ目が、特別給である期末手当・勤勉手当の引き上げです。

年間の支給月数を0.15月引き上げ、現行の4.5月を4.65月にするものです。

支給月数の引き上げ分については、民間の状況等を勘案し、勤勉手当、勤務成績に応じて支給される部分ですが、こちらに割り振るという内容でございます。

以上の改定による影響額ですが、職員の平均年間給与は約2万2,000円の増となります。

以上の内容が資料の1ページから2ページに記載されております。

まず、資料の1ページのI、公民比較の結果を見ていただければと思いますが、参考に東京都と国の人事院の勧告が記載されておりますが、いずれも月例給についてはプラスの改定となっております。

一方で、特別給については、東京都が0.03月、人事院が0.06月という

結果になっております。

Ⅱ、改定の内容です。

1、給料表、(1)行政職給与表(一)に係る部分です。

資料の2ページをご覧ください。

1つ目の丸印ですが、原則全ての級及び号給について、給料月額を引き下げるものでございます。

3つ目の丸印ですが、初任給については、人材確保の観点から給料月額を据え置くものでございます。

2、特別給ですが、こちらは年間の支給月数を0.15月引き上げます。

さらに、民間の状況を考慮して、勤勉手当に割り振る形になります。

中段に(参考)とありますが、改定による平均年間給与の減少額とありますが、正しくは、増加額です。改定前が約643万円、改定後が約645万2,000円となります。差額の約2万2,000円が増額になるものでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 令和2年度 周年行事日程について

(総-4・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告6「令和2年度 周年行事日程について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-4」をご覧ください。

令和2年度の周年行事の日程について、来年度は対象が7校となります。

記載のとおり、11月の当初から12月の中旬にかけて、中学校2校、小学校5校になります。ちなみに、今年度は小学校、中学校ともに2校の計4校でした。

教 育 長 11月はほぼ毎週となりますが、よろしく願いいたします。

○報告事項

7. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告7「入学予定校変更希望制における応募状況について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 資料「学-1」をご覧ください。

1、実施状況です。

(1) 入学予定校変更希望願の受付期間ですが、記載のとおりでございます。

(2) の新入学に関する案内冊子の送付数ですが、小学校では4, 263人。昨年に比べ、44人増えております。

中学校では3, 980人。昨年に比べ、217人増えております。

(3) 入学予定校変更希望者数ですが、小学校では501人、中学校では801人となっておりますが、パーセンテージで比較いたしますと、昨年に比べ、いずれも減少ということになっております。

(4) 各学校の応募状況ですが、それぞれ別表のとおりでございます。

2、抽選の実施ですが、小学校については、令和元年10月16日に実施させていただきました。また、中学校については、令和元年11月11日に実施の予定でございます。

対象の学校は記載のとおりでございます。小学校については、3校の増、中学校については、1校の増となっております。

3、今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告8「いたばし魅力ある学校づくりプランの進捗状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 資料「配-1」をご覧ください。

いたばし魅力ある学校づくりプランの今後の方向性につきましては、5月15日開催の教育委員会でご報告させていただいております。

その後、こちらに記載の会議体以外の関係者等に説明に回っているところでございます。

まず、第2期のDグループでございます。

上板橋第三中学校につきましては、区立中学校の中で校地が最小であることもありまして、改築の際には自主管理歩道の設置などでさらに校地面積が減少するなど、制約が多いという状況を、図面等を用いて説明を進めてまいりました。

地域の方からは、整備に当たってはよく意見を聴いてほしい、また、PTA役員の方からは、段差の解消や、機能の向上についてのご要望をいただいております。

建築基準法等の関係でできないものもあるとは思いますが、今後、検討していきたいと考えております。

Dグループの方向性としましては、上板橋第一中学校につきましては改築、上板橋第三中学校につきましては維持改修という形で進めてまいりたいと考えてお

ります。

続きまして、第2期のEグループ、志村小学校でございます。

志村小学校につきましては、擁壁の改修の関係もございまして、工期は6年間に及ぶという状況でございます。

そのような状況を地域の関係者の方々に説明し、この整備に関しまして、まず、志村小学校単独の協議会の設置を進めてまいりました。

資料の2ページをご覧ください。

今般、協議会の委員が決定しております。協議会の委員につきましては表のとおりでございますが、PTAの関係者から3名。そのうち、PTA会長につきましては決定しておりまして、残る2名につきましては、調整中でございます。

地域の関係者としまして、志村小学校の通学区域が存する町会から4名。学校関係者としまして、志村小学校のコミュニティ・スクール推進委員会の方から3名。そこに学校長と教育委員会事務局の藤田次長を加えて12名という構成で行っていきたいと考えております。

第1回の協議会につきましては、11月18日に開催いたします。

その協議会に先立ちまして、準備協議会を開きまして、会の名称や、会則等を確認いたします。

また、第1回の協議会の議題につきましては記載のとおりでございます。

今後につきましては、おおむね1月に1回程度のペースで協議会を開催し、その都度、概要をまとめた協議会ニュースを発行いたします。

区域内の保育園、幼稚園を含めて、情報提供をする予定でございます。

資料の1ページに戻っていただき、下段のGグループについてでございます。

こちらは米印に記載のあるとおり、政策企画課が区全体の公共施設の配置検討をエリアごとに行っておりまして、その関係で、第3期ではありますが、対象地域が重なることから、合同で説明したものでございます。

具体的な地域としましては、大山駅東地区周辺という設定の中に板橋第一中学校と板橋第五中学校が入っております。また、常盤台地区に上板橋第一中学校と上板橋第三中学校が入っております。

同じく第3期のFグループ、向原小学校につきましては、エリアに該当していないということで、まだ開催しておりませんが、Fグループ、Gグループ、いずれも今年度中に情報提供、意見交換というものを始めてきたいと考えております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私からですが、いたばし魅力ある学校づくりプランについて、当初の目的、ねらいと現状とを見たときに、いわゆる地区計画がかなり現実におりてきていたり、人口推計が当初とは随分異なってきたりするところ、当初のプランの方向性についての検討はどのようにお考えでしょうか。

学校配置調整担当課長 現時点では、学校の老朽化、または学校の適正規模・適正配置を合わせて対応していくという基本的な考え方自体に変更はないと考えております。

一方で、教育長がおっしゃるとおり、人口の推移について、中期的には増加傾向にありますが、長期的には減少傾向が見えておりますので、学校だけで考えるのか、あるいは、特に小中一貫教育の考え方をこの第2期以降では取り入れていきますので、そのようなものについては積極的に取り入れながら、また、ほかの要素につきましては、今後、後期のプランの検討に入りますので、来年度以降、そのような要素も取り入れながら、検討していく必要があると考えております。

教 育 長 先日、ある地区の学校の計画においては、かなり長いスパンで捉えていて、その長いスパン、最終的にはこのような形にしていこうという考えの中で捉えたときに、これからの学校改築、あるいは学校建築というものの捉え方も必然的に変わっていくのではないかとこのところがあります。

つまり、最終的に板橋区の学校規模をどのようなゴールにしていくのかということも考えなくてはいけない、そのような時期なのではないかと思うので、今、学校配置調整担当課長からお話があったところを、これからも検討していきながら、少し長いスパンでの計画が必要になってくると感じていますので、ご検討ください。そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 令和元年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果及び表彰式等について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告9「令和元年度「板橋区読書感想文コンクール」及び「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果及び表彰式等について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図-1」をご覧ください。

1、板橋区読書感想文コンクールでございます。

応募総数は2万4,147件ございました。昨年度は2万3,985件でしたので、100件余りの増加という状況でございます。

審査につきましては、小・中ともに既に終わっております。小学校については板橋区教育会学校図書館研究部が、中学校については板橋区立中学校教育研究会国語教育研究部が、それぞれ審査を実施しております。

審査結果によって選出されました特選・入選作品については、文集を作成し、2月中には各校に送付するとともに、図書館の資料として蔵書する予定でございます。

資料の2ページ目をご覧ください。

2、板橋区図書館を使った調べる学習コンクールでございます。

応募総数は1,918件。昨年度は2,130件でしたので、若干減少してお

ります。

表彰内容については記載のとおりでございます。

応募校数は、小学校は48校、中学校は8校。昨年度、小学校は46校でしたので、応募校数については若干増えているところでございます。

審査につきましては、記載のとおり、板橋区教育会代表、板橋区立中学校教育研究会代表、教育長、教育委員等の審査員で審査を行いました。

一次審査で、推薦作品を絞ったうえで、10月4日に二次審査を行い、表彰作品を選出したところでございます。

資料の3ページ目をご覧ください。

中段の(3)図書館を使った調べる学習コンクールへの推薦についてです。

板橋区の選考を踏まえて優秀作品については、公益財団法人で主催しております全国コンクールの三次審査に推薦する予定でございます。

3、表彰式についてでございます。

12月7日土曜日、午後2時から4時の予定で、ご覧の会場におきまして、入選作品について表彰式を開催する予定になっております。

来賓等については、ご覧のとおりとなっております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますか。

長 沼 委 員 今般の台風で被害があった天津わかしお学校のその後の様子を教えていただきたいと思えます。

学 務 課 長 天津わかしお学校につきましては、本年、台風15号及び台風19号の影響を受けまして、児童は一時的に帰京して、臨時休校という扱いをさせていただいたところでございます。

台風19号につきましても、ちょうど運動会と重なっておりまして、運動会の日程を1日早めさせていただいて、児童が帰京した後、また、停電等もございましたので、若干、臨時休校をしたうえで10月20日に天津わかしお学校に戻っております。

今のところ、学校運営に特段の支障はございませんが、設備については引き続き修理中の部分がございますので、しっかり対応してまいりたいと思えます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

昨日、板橋区立中学校の「英語のつどい」が行われました。

高野委員にもご出席いただいておりますし、中央図書館長も出席したということで、感想も含めた報告をそれぞれ伺いたいと思えます。



高野委員 成増アクトホールで「英語のつどい」があり、参加させていただきました。  
ここ何年か続けて出席しているのですが、本当に英語の力が上がっていると感じております。  
今までは、発表といっても、書いてあるものをそのまま読んだりすることが多かったのですが、今回は、皆さんしっかりと自分の言葉にして発表しているところがとても印象的でした。  
また、劇などでもしっかりと演技をしていて、思わず引き込まれるようなすばらしいものが多かったと思います。  
最後に、各校の代表が発表を行った後に、中学生海外派遣でマレーシアに行った皆さんが発表してくれたのですが、それが最初的时候は書いたものを読んでいるようなものだったのですが、時を重ねて大変すばらしい発表になっていました。  
ホームステイで学んだこと、現地での交流の様子、ほかのハイスクールとの交流などを全て英語で順番に発表していったのですが、皆さん自分たちがとても楽しんでいる、何かを得ようとしているという意欲が大変伝わってきました。その中で、最終的に英語の部会の先生から色々と意見が出ていましたが、ALTの活用ということでご提案をいただきました。  
ALTの方に、部活動の指導や、プレゼンテーション力、パフォーマンステストなど、そのようなところでもっと力を入れていきたいということで、ほかの区でもそのようなことを実施されているので、ぜひ板橋区でも考えてもらえないかというような発言もありました。

中央図書館長 冒頭の少しの時間ですが、拝見させていただきました。  
今、高野委員がおっしゃったとおり、原稿も見ずに話している生徒が多く、特に演劇仕立てになっているところでは、顔を上げてネイティブのような話し方の生徒が多くまざっているのが大変印象に残りました。  
中央図書館長として、いたばしボローニャ子ども絵本館の館長と一緒に行きまして、国際絵本翻訳大賞の周知も兼ねてお邪魔したところです。  
ちょうど英語になじんで、大きな成果を上げたところで、ぜひ挑戦していただきたいと思い、資料等を配ったということでございます。

教 育 長 私も最初の部分だけだったのですが、感じたことの1つは、小学校から外国語活動が始まったということも大きなつながりがあるのではないかということ。もう1つは、最近の授業がプレゼンテーションを意識しているので、子どもたちが、まさにタブレットを使って上手にプレゼンするというような、英語の教科の充実もそうなのですが、いわゆるアクティブラーニングというようなものが上手く昨日の発表の中にあられてきていたということで、高野委員と同様に、以前にあった原稿を見ながら読んでいるというような状況が、昨日はほとんどなくて、随分と英語の力が上達していると感じています。  
ぜひ、このようなものも保護者等には周知して、板橋区の子どもたちががんば

っている様子などを見ていただければと思います。

それから、先ほどALTのお話が出ましたが、ALTの活用について、指導室長にお話を伺いたいと思います。

指導室長 来年度から小学校で新しい学習指導要領が完全実施になります。当然、小学校の英語の時間が高学年で増えている、中学年で英語活動、外国語活動の時間が増えているということで、ALTを活用した授業の形というものをきちんとお示ししようと校長会とも考えています。

小学校で危惧するのは、ALT任せの授業になってしまうのではないかとということです。

あるいは、中学校でいいますと、小学校でやっているようなゲーム的なチャンツなど、ああいったもので英語の授業としてALTが活用されているようなことが起きないように、板橋区ではALTを活用した授業というものはどういうものなのかという1つのモデルとなるようなものをつくらせていただいて、それを区内の小・中学校に示すことで、ALTのより良い活用の方向について、今、検討を進めているところでございます。

教育長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第六 議案第42号については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第六 議案第42号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区立榛名林間学園の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

2. 東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

(非公開)

教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 10時 57分 閉会